

本県の外部委託の現状と課題

平成19年5月22日 行政改革推進室

1 本県の外部委託の推進の経過

本県では、行政と民間との役割分担を明らかにし、県の業務について、「民間にできることは民間に委ねる」という視点から、民間ノウハウの活用によって、より一層効率的で質の高い行政サービスが期待できるもの、また、民間に任せたほうが効果的なものについて外部委託や民営化等を推進してきている。

平成13年に策定した「栃木県業務外部委託基本指針」(別紙資料3)に基づき、これまで、各部局において、とちぎ政策マネジメントシステム^(注1)における施策単位の外部委託の検討を行うとともに、とちぎ政策マネジメントシステムの対象外の事業については、毎年度当初予算編成の際に見直し検討を行うなど、サービスの確保及びコスト削減の観点から順次外部委託を進めてきたところである。

また、平成16年度の行政改革推進委員会では、外部委託等専門部会を設置し、一層の外部委託の推進方策等について検討を行い、この結果に基づき、平成17年度から総務事務の集中化について検討を行っている。

さらに、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(平成17年3月28日総務省策定)(略称：新地方行革指針)」においても、行政の担う役割の重点化の1番目として民間委託等の推進が掲げられ、厳しい財政状況等も踏まえ、より積極的な推進が求められている。

2 本県の外部委託の現状と課題

平成17年度の外部委託の状況は、別紙資料3のとおりである。

平成17年度に策定した、栃木県行財政改革大綱においては、「アウトソーシング^(注2)推進に関する指針の策定」、「提案公募型アウトソーシングの導入検討」を位置づけている。

この背景としては、外部委託の多様化が進展する中、従来の業務外部委託基本指針のみでは、十分な対応ができにくくなってきていることがあげられる。

このため、提案公募型アウトソーシングなど新たな業務委託の手法の導入の検討や、新たな公という考え方に基づく公共サービスの提供システムの多様化への対応などについても検討が必要になってきている。

3 「新たな公」について

行政のみが公共サービスを担うという従来の考え方から脱却し、地域において公共サービスの担い手となりうる意欲と能力を備えたすべての人々(県民、ボランティア・NPO、

各種団体、民間企業等）と行政とが協働（注3）して公共サービスを提供していくシステムとして「新たな公」という考え方が広がりを見せている。

この考え方が生まれてきた背景には、県民ニーズの多様化・複雑化、県民の社会参画意欲の高まりや活動の活発化、地域経済の活性化、行財政への負担の軽減効果への期待などが考えられる。

総務省の「新地方行革指針」においても、これからの地方公共団体は「新しい公共空間」を形成するため、一層の役割発揮が求められており、本県の総合計画「とちぎ元気プラン」においても、「新たな公を拓く」という考えのもと、県民が協働する社会づくりを目指しているところである。

4 民間活力活用の手法

前記の「新たな公」という考え方のもと、今までのように行政の作った仕様書による業務の外部委託以外に、下記のような民間活力活用の手法が進んできている。

(1)人材派遣

労働者派遣法に基づき、業務の遂行に必要な外部の労働力を導入して、行政サービスの向上や業務の円滑な運営を図る手法。派遣労働者は、県の指揮命令下で業務に従事することとなる。

(2)指定管理者制度

公の施設の管理を地方公共団体が指定する団体（指定管理者）に行わせることができる制度。平成15年9月の自治法改正により、民間企業を含めた全ての団体が管理を代行することができるようになった。

(3)市場化テスト（官民競争入札・民間競争入札）

公共サービスの質の維持向上及び経費削減の観点から、その担い手を官民競争入札又は民間競争入札により決定する仕組み。

国においては「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）により制度化されている。地方公共団体については、法令の特例を講じなければ民間事業者が実施しえないものを「特定公共サービス」と位置づけ、法令の特例を講じることにより、官民競争入札等を実施することが可能となっている。

また、法令の特例を講じることなく民間事業者が実施しうる公共サービスについては、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて条例等に手続を整備することにより、官民競争入札等に準じた手続を実施することが可能である。

(4) P F I

Private Finance Initiative の略称であり、公共施設等の「設計」、「建設」、「維持管理」及び「運営」において、民間資金や経営能力、技術的能力を積極的に活用することによって、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという手法。

(5) E S C O 事業

E S C O（Energy Service Company）事業とは、民間の資金とノウハウを活用して、施

設の維持管理費の低減と省エネルギーを図る手法。

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。また、事業の経費は省エネルギーメリットの一部からまかなわれることが特徴となっている。

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年 5 月 17 日成立）第 5 条では、E S C O 事業（省エネルギー改修事業）について、次のように定義している。

「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の共用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施行、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業」

（注 1）総合計画「とちぎ元気プラン」の着実な進捗のため、県の現在の状況を把握・分析し、今後の課題を明確にし、それに対する最も効果的な改善方法を検討していく政策評価システム。

（注 2）アウトソーシングとは、従来から行われている「業務の外部委託」よりも広義に捉えて、民営化も含めて、行政運営に民間企業等のノウハウ等、外部の資源を積極的に活用すること。

（注 3）協働とは、コラボレーションとかパートナーシップという言い方で使われることもある。一般的には、「複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」をいう。